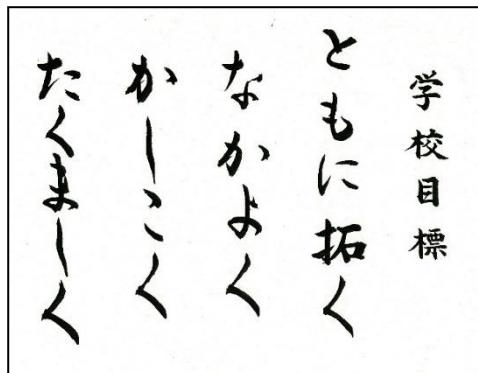


茅野市立永明小学校

いじめ防止基本方針

～ つむぎ合う学校・子どもたち
つむぎ合う地域・保護者をめざして～



I 「いじめ」問題に関する基本的な考え方

- 1 「いじめ」の定義
- 2 「いじめ防止基本方針」策定の目的
- 3 「いじめ」に対する基本的認識

II 「いじめ」の未然防止

- 1 「いじめ」の未然防止に向けて

III 「いじめ」の早期発見

- 1 「いじめ」を発見する手立て
- 2 「いじめ」を訴えることの意義と手段に関する指導
- 3 保護者や地域からの情報提供

IV 「いじめ」発生時の対応

- 1 基本的な考え方
- 2 「いじめ」への対応の基本的な流れ

V 具体的な手順および配慮事項

- 1 「いじめ」情報のキャッチと報告
- 2 「いじめ対策委員会」を招集し、対応方針・役割分担を決定
- 3 事実の正確な把握
- 4 「いじめ」のいじめられた児童、いじめた児童、周囲の児童への指導
- 5 保護者への対応
- 6 重大事態への対処

令和元年6月改定

令和3年12月改定

令和6年4月改定

I 「いじめ」問題に関する基本的な考え方

「いじめ」は、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。「いじめ」問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

1 「いじめ」の定義（文部科学省）

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの。

【「いじめ」の例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- 金品をたかられる
- 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- パソコンやスマホ、SNS等を介して、誹謗中傷や嫌なことをされる

このことを再認識したうえで、未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、「いじめ」のない学校づくりに全力である。

2 「いじめ防止基本方針」策定の目的

「いじめ」問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定された「いじめ」の防止及び解決を図るために基本事項を定めること等により、学校全体で児童の健全育成を図り、「いじめ」のない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 「いじめ」に対する基本的認識

「いじめ」問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、未然防止や早期発見に取り組むとともに、「いじめ」が認知された場合の早期対応に的確に取り組むことが必要である。以下の(1)～(7)は、教職員がもつべきいじめに対する基本的認識である。これらのことと、全教職員が確認するとともに、日頃から、児童から発せられるサインを見逃さないようにして、「いじめ」への対応に努める。

- (1)「いじめ」は、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (2)「いじめ」は、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (3)「いじめ」は、他人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4)「いじめ」は、本人が「いじめ」と感じればそれは「いじめ」である。
- (5)「いじめ」は、いじめられる側にも問題があるということは間違っている。
- (6)「いじめ」は、「いじめ」を受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼすものである。
- (7)「いじめ」は、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

II 「いじめ」の未然防止

「いじめ」問題において、「いじめ」が起こらない学級・学校づくり等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。また、情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマホ、SNS等を介した誹謗中傷など、状況や事実を把握しやすい「いじめ」も増加している傾向がある。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を計画し、実施する必要がある。

1 「いじめ」の未然防止に向けて

(1) 学級経営において

- ①児童に対して受容的で共感的な姿勢でかかわり、児童一人一人のよさが發揮され、互いに認め合える学級づくりに努める。
- ②児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ③児童の言動を把握し、正しくやさしい言葉遣いができる児童を育てる。
- ④児童の規範意識を高めるとともに、学級のルールを守ろうとする児童への指導を継続して行う。
- ⑤児童の心の内面を把握できるように、QU調査やアンケート、児童との面談等を行う。
- ⑥学級経営や教科運営のあり方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

(2) 授業において

- ①「楽しい授業」「わかる授業」を通して、児童の「自己肯定感」「自己有用感」を高める。
- ②互いに考えを聞き合おうとしたり認め合ったりしながら、共に高め合う学習になるようにする。

(3) 道徳教育において

- ①主として他の人とのかかわりに関する事を重視し、思いやりや生命・人権に対する指導に努める。
- ②「いじめ」を許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

(4) 人権教育において

- ①学級集団、学年集団としての問題点を明らかにし、課題をもち年間を通して継続的な指導を、日常的、またあらゆる機会を通して育成・指導していく。
- ②身の回りの差別や偏見に気づき、それを許さない強い行動力の育成を図る。
- ③ワークショップやロールプレイなど、参加・体験の学習を通して、心情に訴え、自分の問題として考えようとする場を大切にしていく。

(5) 情報教育において

- ①タブレット等のパスワードの管理、著作権や肖像権、個人情報の扱い等について指導するとともに、ネットモラルにかかる事例を通して、情報モラルやネットモラルを向上させていく。
- ②インターネットは、不特定多数者が閲覧できたり、情報を拡散できたりすること、SNS等でつながった相手によって傷つけられる事例が発生していることなどを指導し、判断して適切に使用できるようにしていく。

(6) 学級活動において

- ①「いじめ」を題材として取り上げ、「いじめ」の未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ②話し合い活動を通して、「いじめ」につながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ③発達段階に応じて、「いじめ」の心理について学習する。
- ④学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ⑤人間関係のトラブルや、「いじめ」問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

(7) 学校行事での配慮事項

- ①児童たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画・実施する。

(8) 児童会活動での取組

- ①児童が、自分たちの問題として「いじめ」の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめる。

III 「いじめ」の早期発見

「いじめ」は、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。「いじめ」は、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、「いじめ」を見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童にかかわるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

【早期発見のポイント】

- 日頃から児童とのふれあいを大切にし、児童が心を開く関係を築くとともに、表情や行動などからわずかな変化も見逃さないようにすること。
- 「いじめ」は発見されにくいものであることを認識し、小さな変化を敏感に察知して見逃さないこと。
また、少しでも気になったことは、学年・学級関係なく職員間で情報を共有すること。
- いじめる側や周囲の児童が発するサインにも注意すること。
- 全教職員と保護者とが協力して児童を見守る目を絶えずもち続けること。また、多方面から情報を得ようとすること。

1 「いじめ」を発見する手立て

(1)教師と児童との日常の交流

- ・保護者との連絡ノートや日記帳、休み時間や昼休み、放課後の雑談や相談の際に、気になる様子に目を配る。

(2)アンケート調査

- ・学校全体で計画的に取り組む(なかよし旬間やなかよし月間の他、学年や学級の実態に応じて)。

(3)教育相談

- ・なかよし旬間やなかよし月間中(6月・11月)など定期的に面談を実施するとともに、児童が希望をする時には面談ができる体制を整える。
- ・担任以外の教職員(校長や教頭、養護教諭、栄養教諭 等)誰でも相談できることや、校長室と保健室が、「いじめ・なやみ 心の相談室」であることを周知し、いつでも気軽に利用できるようにする。

2 「いじめ」を訴えることの意義と手段に関する指導

以下の指導を日常的に行うことを通して、「いじめ」の早期発見につながりやすい土壌を整える。

(1)「いじめ」を訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であること。

(2)担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと。

(3)学校の電話番号を周知し、様々な方法で相談できること。

(4)関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知し、様々な機関に相談することができること。

3 保護者や地域からの情報提供

(1)日頃から、「いじめ」問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、「いじめ」の発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

(2)保護者や地域(PTA役員や学校運営協議会の方 等)と連携し、常に情報を学校に知らせていただくとともに、「いじめ」を発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

IV 「いじめ」発生時の対応

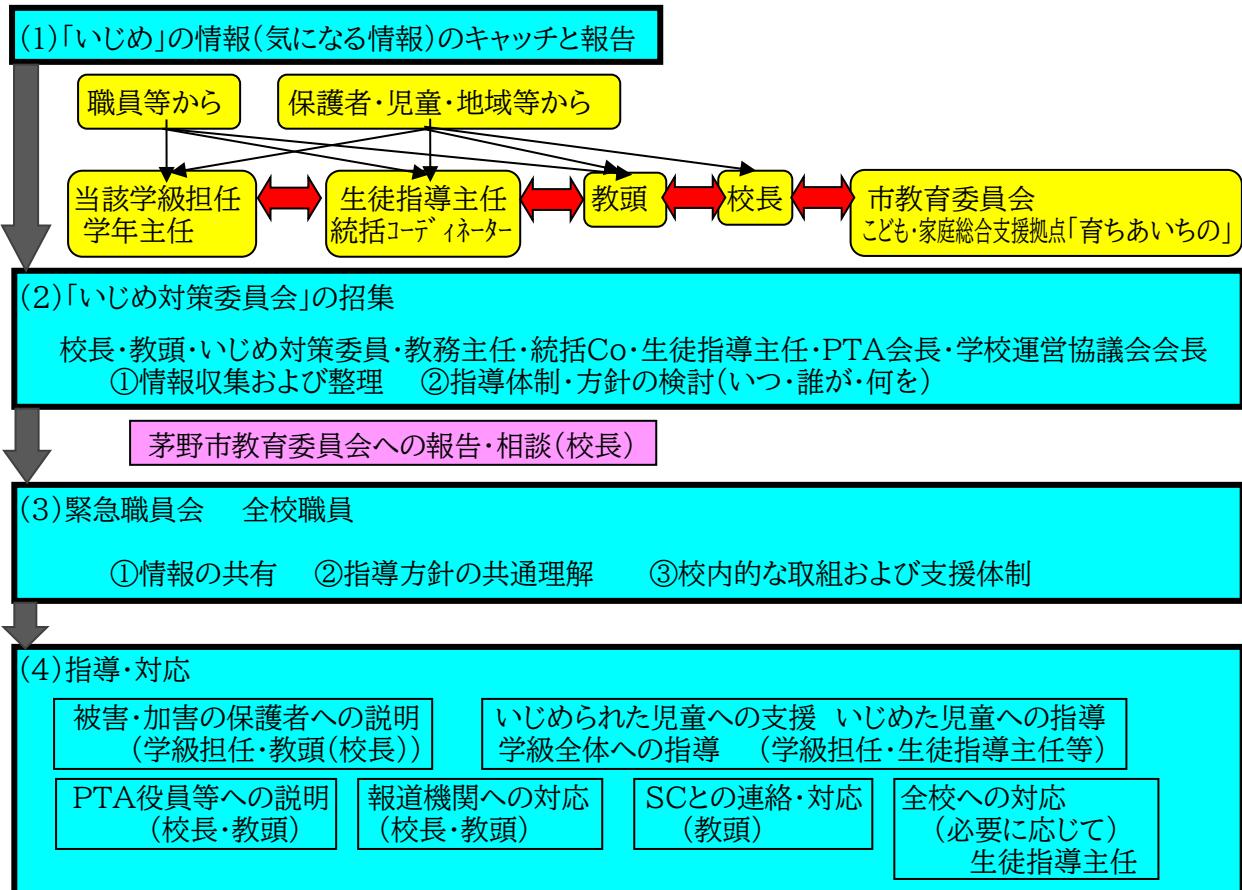
1 基本的な考え方

(1)「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」

「いじめは、人間として絶対に許されない」を、基本認識として全職員が確認する。

- (2)「いじめ」問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- (3)「いじめ」についての訴えや情報等があった時は、直ちに校長に報告し、校長はそれを軽視せず、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応する。
- (4)実態や事実を把握するために、児童や保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内連携に努め、児童の生活や人間関係について、きめ細かく調査を実施する。
- (5)いじめられた児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、「いじめ」から守り通すための対応を行う。また、「いじめ」が解決したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。
- (6)「いじめ」の事実関係を明らかにする中で、「いじめ」を行う児童に対して、毅然とした指導を行う。
- (7)「いじめ」問題の解決のためには、PTA(保護者)や市教育委員会、こども・家庭総合支援拠点「育ちあいの」・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力をを行う。
- (8)「いじめ」の対応については、児童の安全第一の方針で臨むことを確認。緊急の電話連絡、全校集会、児童への「いじめ」に関するアンケートの実施、全児童教育相談等を実施し、「いじめ」の実態と心配される児童の把握に努め、未然防止と「いじめ」や「いじめ」につながる恐れのある問題の解決にあたる。
- (9)「いじめ」問題の解決には、いじめられた児童、いじめた児童双方の保護者との連携が欠かせない。事実を正確に伝え、事後指導について相談するとともに、双方の今後の生活にとってプラスになるような支援を連携して行う。また、保護者の了解のもとに、双方の児童と保護者が話をする場をもつことも有効である。学校は必要に応じてそのような場を設ける。

2 「いじめ」への対応の基本的な流れ



V 具体的な手順および配慮事項

1 「いじめ」情報のキャッチと報告

【情報のキャッチ】

- 「いじめ」が疑われる言動を目撃
- 日記(生活ノート)等から気になる言葉を発見
- 児童や保護者からの訴え
- アンケートから発見
- 同僚からの情報提供

・「いじめ」の情報をつかんだら、直ちに、学年主任・生徒指導主任・教頭へ報告し、組織で対処する。
※市教育委員会、こども・家庭総合支援拠点「育ちあいの」へ報告し、相談・情報共有を図り、対応していく。【こども・家庭総合支援拠点「育ちあいの」(電話:0266-72-2101 内線 615)

2 「いじめ対策委員会」を招集し、対応方針・役割分担を決定

「いじめ対策委員会」(校長・教頭・いじめ対策委員・教務主任・統括Co・生徒指導主任・PTA会長・学校運営協議会会長)を招集し以下について確認する。

- (1)情報の収集と整理
- (2)指導体制・方針の検討
- (3)役割分担

3 事実の正確な把握

「いじめ」の状況やきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。また、聴取は2人体制で、いじめられた児童→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→いじめた児童の順に行う。

4 「いじめ」のいじめられた児童、いじめた児童、周囲の児童への指導

- (1)いじめられた児童への対応
- (2)いじめた児童への対応
- (3)周囲の児童への対応

5 保護者への対応

- (1)いじめられた児童の保護者<複数で・直接>
※いじめられた児童の保護者がいじめた児童との面談を求めた場合には、双方の保護者の了解のもとにを行うことを原則とする。
- (2)いじめた児童の保護者(複数で・直接対応)
- (3)保護者との日常的な連携

6 重大事態への対処

- (1)学校の基本的姿勢
 - ①「いじめ」を受けた児童やその保護者の切実な思いを理解し、対応に当たる。
 - ②被害児童や保護者に対して調査結果について適切に説明を行う。
 - ③「いじめ」の事実の全容解明、当該「いじめ」への対処及び再発防止が目的であることを認識する。
 - ④詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識する。
 - ⑤適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する。
 - ⑥被害児童や保護者の意向を的確に把握し、工夫しながら調査を進める。
 - ⑦被害児童や保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案する。
 - ⑧必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、被害児童や保護者に寄り添って調査を進める。
- (2)重大事態の定義
 - ①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。